

日本薬学会北陸支部大学院優秀発表賞選考規定

(総則)

第1条 この規定は、日本薬学会北陸支部学術奨励賞等規定第4条に基づき支部大学院優秀発表賞の受賞者を選考するための手続きを定めるものである。

(支部大学院優秀発表賞選考委員会)

第2条 この規定の運営を円滑に行うため、支部大学院優秀発表賞選考委員会(以下選考委員会という)を置く。本委員会は支部幹事ならびに支部幹事より推薦された計12名をもって構成し、この規定の定める事項を処理する。

第3条 選考委員会は当該年度の支部幹事会において承認され、支部長は選考委員のうちから委員長を指名する。

(対象演題の募集)

第4条 各例会において、対象となる演題を募集する。支部長は原則として演題募集時に支部大学院優秀発表賞受賞の対象となる演題の募集要項を公示する。応募の締め切りは原則として例会の演題申込み最終日とする。

(応募方法)

第5条 応募者が演題申込み時に指導教員の承諾を得て申込み。

(応募者の資格)

第6条 受賞候補者の資格は、北陸地区の大学の大学院生とする。

(応募分野)

第7条 応募分野は以下の2部門とする。応募者はいずれか1つの分野を選択する。

第1部門：生物・医療系

第2部門：化学・物理系

(受賞者の数)

第8条 各部門2名程度とする。

(受賞者の決定)

第9条 選考委員長は選考委員会を招集し、審査し、審査結果を例会当日支部長に文書をもって答申する。

第10条 支部長は、選考委員会からの答申結果を基に、支部大学院優秀発表賞受賞者を決定し、例会当日表彰する。

付則

1. 本規定は平成17年4月1日より施行する。